



平成 28 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名 株式会社アサックス
代表者名 代表取締役社長 草間 庸文
会社コード 8 7 7 2 (東証第一部)
問合せ先 総務統括部長 松川 雅一
電話番号 0 3 - 3 4 4 5 - 0 4 0 4

監査等委員会設置会社への移行および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 13 日開催の取締役会において、平成 28 年 6 月 29 日開催予定の第 47 回定時株主総会で承認されることを条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行する方針を決定し、これに伴い同定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件に伴う役員人事につきましては、本日付の「監査等委員会設置会社への移行後の役員人事に関するお知らせ」において別途開示いたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

平成 27 年 5 月 1 日に施行された「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)によって、新たに監査等委員会設置会社への移行が可能となっております。

取締役会の監査・監督機能の一層の強化とガバナンスの更なる充実を図るとともに、権限委譲による迅速な意思決定と業務執行により、経営の公正性、透明性および効率性を高めるため、監査等委員会設置会社へ移行するものであります。

(2) 移行の時期

平成 28 年 6 月 29 日開催予定の第 47 回定時株主総会において、定款変更決議案が承認可決されることを条件として、監査等委員会設置会社へ移行する予定です。

2. 定款一部変更について

(1) 変更の目的

① 監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会および監査等委員である取締役に係る規定の新設、並びに監査役および監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

② 改正会社法により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役に付きましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第 28 条第 2 項(取締役の責任免除)の一部を変更するものであります。なお、当該変更については、各監査役の同意を得ております。

- ③ 機動的な資本政策の遂行を可能とするため、第 34 条（剰余金の配当等の決定機関）を新設するものであります。
- ④ 上記条文の新設、変更および削除に伴う条数の変更その他所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

(3) 日程

定款変更のための定時株主総会開催日（予定）	平成 28 年 6 月 29 日（水）
定款変更の効力発生日（予定）	平成 28 年 6 月 29 日（水）

以 上

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総則</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>第5条～第17条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、<u>7</u>名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 (条文省略)</p> <p>(任 期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第21条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第22条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第1章 総則</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(3) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条～第17条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、<u>11</u>名以内とする。</p> <p><u>2 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。</u></p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(任 期)</p> <p>第20条 取締役(<u>監査等委員であるものを除く。)</u>の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第21条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p><u>2 前項の定めにかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役<u>の</u>全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第24条 (条文省略)</p> <p>(代表取締役) 第25条 (条文省略)</p> <p>2 取締役会の決議をもって、第19条の役付取締役の中から会社を代表する取締役を定めることができる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第26条 (条文省略)</p> <p>(報酬等) 第27条 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第28条 (条文省略)</p> <p>2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、</u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、<u>1年分の年収相当額</u>とする。</p> <p style="text-align: center;"><u>第5章 監査役および監査役会</u></p> <p><u>(員数)</u> 第29条 当会社の監査役は、4名以内とする。</p> <p><u>(選任方法)</u> 第30条 監査役は、株主総会において選任する。</p>	<p>(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の場合があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第24条 (現行どおり)</p> <p>(代表取締役) 第25条 (現行どおり)</p> <p>2 取締役会の決議をもって、第21条の役付取締役の中から会社を代表する取締役を定めることができる。</p> <p><u>(取締役への重要な業務執行の決定の委任)</u> <u>第26条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第27条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等) 第28条 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、</u>株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第29条 (現行どおり)</p> <p>2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、<u>法令が規定する額</u>とする。</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	
<p><u>(任 期)</u></p>	(削除)
<p><u>第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>	
<p><u>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	
<p><u>(常勤の監査役)</u></p>	(削除)
<p><u>第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p>	(削除)
<p><u>第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>	
<p><u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	
<p><u>(監査役会規程)</u></p>	(削除)
<p><u>第34条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	
<p><u>(報酬等)</u></p>	(削除)
<p><u>第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	
<p><u>(監査役の責任免除)</u></p>	(削除)
<p><u>第36条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>	
<p><u>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1年分の年収相当額とする。</u></p>	
<p>(新設)</p>	第5章 監査等委員会
<p>(新設)</p>	(常勤の監査等委員)
	第30条 監査等委員会は、その決議によっ

現 行 定 款	変 更 案
	<p><u>て常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
(新設)	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u> <u>第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
(新設)	<p><u>(監査等委員会規程)</u> <u>第32条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
第6章 計 算	第6章 計 算
第 <u>37</u> 条 (条文省略)	第 <u>33</u> 条 (現行どおり)
(新設)	<p><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u> <u>第34条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p>
第 <u>38</u> 条 (条文省略)	第 <u>35</u> 条 (現行どおり)
第 <u>39</u> 条 (条文省略)	第 <u>36</u> 条 (現行どおり)
(新設)	附 則
(新設)	<p><u>第1条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役であった者の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>
(新設)	<p><u>第2条 前条および本条は、2026年6月29日をもって削除する。</u></p>